

転校の手続きについて

転校(転出)の手続きは次のようになります。学習費・積立金の精算をします。早めに学級担任または事務室までお知らせください。口座については給食費の振替や、スポーツ振興センターの振込先となっておりますので、すぐに解約される場合は学校にご連絡ください。

引越されるとき、給与された教科書は必ず全部、次の学校に持って行ってください。紛失されると個人負担となります。

豊中市以外の市町村や海外へ引越し

豊中市内で引越し

豊中市役所・市民課または庄内出張所、新千里出張所で
転出届を出します。

引越し前!

引越し後!

転出届の受付は転居日の2週間前
(海外の場合は約1ヵ月前)

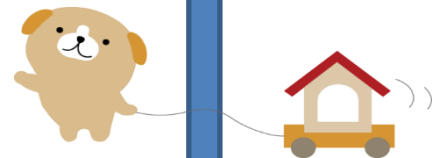
引越し完了後
転居当日から15日以内に

市役所より発行
「転出証明書」「転(退)学通知書」

市役所より発行
「転学通知書」「転入学通知書」

発行された「転(退)学通知書」をお持ちの上、学校にお越しください。
本校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。

転出先市役所で転入の手続き
転出証明書を提出
「転入学通知書」交付



「転入学通知書」と本校から発行した「在学証明書」「教科書給与証明書」を転出先の学校に提出してください。